

番 号 : 141048

国 名 : ヨルダン

担当部署 : ヨルダン事務所

案件名 : ヨルダン・日本・イスラエル三角協力 : 第2フェーズ ヨルダン先進農業技術の導入計画  
(ティラピア養殖技術)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ティラピア養殖技術
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年2月中旬～3月下旬
- (2) 業務M/M : 国内 0. 3 M/M、現地 0. 4 7 M/M、合計 0. 7 7 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
4 日	1 4 日	2 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 12月24日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	内水面養殖技術に係る各種業務
対象国/類似地域	ヨルダン/全世界(本邦含む。)
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

## 6. 業務の背景

ヨルダンの農業部門はGDP全体の28%を占め、雇用確保、食糧供給、地域開発などで重要な役割を果たしているが、これら農業の担い手は多くが小規模農家であり、先進の施設や技術、十分な資金も無く、先進的農業から取り残されてきた。ヨルダン政府は、こうした小規模農家への支援の取り組みに力を入れるため、農業省傘下の農業省国立農業研究普及センター（National Center for Agricultural Research and Extension；以降、「NCARE」と省略）の組織・能力強化を目指した。

ヨルダン政府は、ヨルダンと類似した乾燥地域での先進農業技術を有するイスラエルから、その知識と技術をNCARE研究者と普及員に習得させ、ヨルダン農民に普及することを企画して、JICAを通じて日本政府にヨルダン・日本・イスラエルの三角協力による技術協力プロジェクトの実施を要請し、2008年6月、NCAREをヨルダン側実施機関とする「ヨルダン乾燥地域における先進農業技術の導入計画プロジェクト」がスタートした。プロジェクトの実施期間中、NCARE研修者、普及員のイスラエルでの研修事業、ヨルダン内における地元農家へのワークショップやセミナーを通じた技術移転、普及活動等を実施し、所期の目的を達成し2012年8月末にプロジェクトは終了した。

さらにプロジェクトの成果を発展させ、広くその技術・ノウハウの普及を図ることを目的に、ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：第2フェーズ「ヨルダン先進農業技術の導入計画」プロジェクト（以下、本プロジェクト）の実施が採択され、「養殖」、「熱帯果樹栽培」、「節水技術」と、これらをターゲット地域の農家に効果的に普及を行う「普及のためのマスメディア」を入れた4つのコンポーネントを柱とした技術移転活動の実施を行うことで合意、NCAREをヨルダン側のカウンターパート、イスラエル外務省国際協力局（Agency for International Development Cooperation in Ministry of Foreign Affairs；以降、「MASHAV」と省略）とイスラエル農業国際開発協力局（Center for International Agricultural Development Cooperation；以降、「CINADCO」と省略）をイスラエル側のカウンターパートとして、2012年12月から2015年11月までの3年間の予定でプロジェクトを実施している。現在長期専門家（業務調整）1名をヨルダン国のNCAREに派遣中である。

本プロジェクトはヨルダンの求める知識と技術、ノウハウをイスラエルと協調して提供していくことにより、ヨルダンとイスラエル両国間の信頼を醸成し、我が国が主導する「平和と繁栄の回廊」構想に貢献することが期待されている。

本プロジェクトの養殖コンポーネントでは、対象地域（ゴール・サフィー）の農家に養殖技術を導入することを目的に、パイロット農家でのティラピア試験養殖、孵化場の設置、養殖飼料ラボラトリーの設置、普及活動の為の資料の準備、イスラエルでの第三国研修、国内研修等の活動を実施している。このうち、パイロット農家でのティラピアの試験養殖は、これまで2013年6月と2014年3月の2回実施され、のべ31農家が参加した。また、ティラピア孵化場は2014年2月に設置され、5月より国内で調達された親魚を利用して試験的に運営を開始した。

ティラピア孵化場については、イスラエルで研修を受けたNCARE職員が、イスラエル人専門家のアドバイスを受けながら、稚魚7,200尾/月程度の生産を可能とする孵化場が設計されたが、運営開始後、親魚同士の攻撃等により親魚が死ぬ事態等が生じており、スタッフの技術不足、孵化場の設計や設備等に問題があると考えられている。しかしながら、政治情勢を背景にした安全管理上の理由から、イスラエル人専門家がプロジェクトサイトに入ることが困難な状況であり、直接現場で指導することができない。一方、日本側にも養殖技術の豊かな蓄積があることから、イスラエル人専門家と連携のもとでヨルダンのパイロット養殖について指導することは技術的にも相乗的な効果が期待される。この意味でも、日本人専門家の関与が求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICAヨルダン事務所の指示の下、プロジェクトチーム（プロジェクト業務調整専門家、ヨルダン人プロジェクトアドバイザー）と、ヨルダンC/P機関、CINADCO、JICAヨルダン事務所・JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部からの情報を元に、既にプロジェクトで実施されたティラピア孵化場設置を中心とするティラピア養殖パイロット事業等について、ヨルダン及びイスラエルでの現地視察を行い、課題を整理し、本プロジェクトでの活動実績及びC/P等との意見交換を踏まえ、パイロット農家がティラピアを自立的かつ経済的に生産できる体制を整

えるために必要なアクションプランを提案し、すぐに解決可能な課題についてアドバイスをを行い、改善を図ることを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2015年2月中旬)

- ①プロジェクト関係資料 (合同運営会議資料、国内支援委員会資料、孵化場の設計・養殖活動概要報告書、飼料の栄養分析結果報告等)を確認し、プロジェクトの養殖コンポーネントの内容及び進捗状況・問題点について把握する。
- ②現地派遣期間の業務計画について、JICAヨルダン事務所と事前に調整した上で、ワークプラン (英文)に取りまとめ、農村開発部、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所及びプロジェクトチームとのテレビ会議にて、内容を確認する。

(2) 現地派遣期間 (2015年2月20日～3月5日)

ヨルダン(アンマン、バカア、ゴール・サフィー、2015年2月20日～3月1日)

- ① (1) ②で取りまとめたワークプラン (英文)を踏まえ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
  - ②プロジェクトで実施している孵化場を中心としたティラピア養殖パイロット活動について、以下のプロセスにより、課題別の改善方策 (案)とそれに基づいた推奨されるアクションプラン (英文)を完成させる。
    - ア) C/P及びプロジェクトチームとティラピア孵化場設置のこれまでの経緯と課題、今後のティラピア孵化場におけるNCAREの位置づけ等について聴取する。
    - イ) すぐに解決可能な課題については、その場でアドバイスをを行い、改善する。
    - ウ) ゴール・サフィーに設置された孵化場、及びパイロット農家を視察し、上記ア)を確認、各段階の改善策について取りまとめる。各課題に対し、例えば外部資金の要否、所要時間、労力など適応する条件が異なる最低3案程度の改善策を示すことが求められる。
    - エ) 上記ア)～ウ)を踏まえて、孵化場を中心とした養殖パイロット活動の課題と改善の方向性について、C/P及びプロジェクトチームと検討し、イ)にて示された改善策からなる推奨されるアクションプラン (英文)を作成する。
- イスラエル(テルアビブ、ハイファ近郊、2015年3月2日～5日)
- エ) ウ)を踏まえ、イスラエル側C/P (CINADCO)との協議を行う。
  - オ) 上記検討を踏まえ、課題別の改善方策 (案) および推奨されるアクションプラン (英文)を取り纏める。
- ③現地業務結果報告書 (英文)を作成し、JICAヨルダン及びJICAパレスチナ事務所に提出し、JICA農村開発部、JICAヨルダン事務所とのテレビ会議にて内容を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年3月中旬)

- ①専門家業務完了報告書 (和文)を作成し、JICAヨルダン事務所に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)「専門家業務完了報告書」とする。

- (1) ワークプラン (英文7部: 監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部、C/P機関、CINADCO)  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書 (英文6部: 監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、C/P機関、CINADCO)  
記載項目は以下のとおり。
  - ① 業務の具体的内容
  - ② アクションプラン (英文)

- (3) 専門家業務完了報告書（和文5部農村開発部に提出：監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部）  
記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ③ アクションプラン
- ④ プロジェクト実施場での残された課題
- ⑤ その他

必要に応じて、孵化場改善の詳細設計等を参考資料として添付すること。  
体裁は簡易製本とし、電子データ（CD-R5部）を併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

経路は、成田⇒ドバイ⇒アンマン⇒(陸路)テルアビブ⇒ソウル/イスタンブール⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年2月20日～3月5日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

- ② 現地での業務体制

本業務は、JICAヨルダン事務所の指示の下、プロジェクトチーム（プロジェクト業務調整専門家、ヨルダン人プロジェクトアドバイザー）と、ヨルダンC/P機関、CINADCO、JICAヨルダン事務所・JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部からの情報を元に、技術的な改善策を提示するアクションプランを提言することが求められる。

- ③ 便宜供与内容

プロジェクトチーム（ヨルダン）・JICAパレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎  
あり

イ) 宿舍手配  
あり

ウ) 車両借上げ  
あり

エ) 通訳備上  
英語-アラビア語の通訳を必要に応じて備上

オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチーム（ヨルダン）・JICAパレスチナ事務所が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供  
NCARE内プロジェクトオフィス及びJICAパレスチナ事務所における執務スペース提供

キ) 携帯電話貸与  
あり

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
  - ・ プロジェクト基本情報  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/84c265727d6be3b149256bf300087d01/c231c0b282aee38949257b250079e343?OpenDocument>
- ② 本件に係る以下の資料は、農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL03-5226-8423)にて閲覧できます。
  - ・ 合同運営会議資料
  - ・ 国内支援委員会資料
  - ・ 孵化場の設計・養殖活動概要報告書
  - ・ 飼料の栄養分析結果

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 報告書の送付  
各種調査報告書はJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームに送付すること。
- ③ 類似業務の経験の中でも、特にティラピア種苗生産施設又はティラピア養殖技術に精通していることが望ましい。
- ④ 現地派遣期間中はヨルダン、イスラエルでの業務になり、パレスチナでの業務は発生しない。
- ⑤ 関係者との連絡  
先方関係機関、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。
- ⑥ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、日本大使館、JICA事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

以上